

大和市消防団員の服制等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月3日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第5号

大和市消防団員の服制等に関する規則の一部を改正する規則

大和市消防団員の服制等に関する規則（昭和41年大和市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第6条中「いう」の次に「。」を加える。

第7条中「前条に規定する」を削る。

第10条第1項中「が」を「の」に、「した」を「があった」に改め、「（第1号様式）」を削る。

第11条中「（第2号様式）」を削る。

第12条中「について」を「の施行に関し」に改め、同条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（様式）

第12条 この規則の規定により使用する様式は、別表第4のとおりとし、その内容は別に定める。

別表第1女性制服、ベストの項を削り、同表女性制服、下衣、製式の項中「又はキュロットスカート」を削り、同表女性夏服、下衣、製式の項中「長ズボン又は」を削り、同表活動服（A）の項を次のように改め、同表活動服（B）の項及び防火衣、ズボンの項を削る。

活動服	上衣	地質		紺色及び橙色の合成繊維織物とし、ツイル織りとする。
		製式	前面	シャツ型、前ファスナー開き及び長袖とする。 ポケットは、胸部左右に各1個とし、ふたを付ける。 階級章は、右胸部に付ける。形状は、第12図のとおりとする。
			肩章	外側の端を肩の縫目に縫い込み、襟側を地質と類似色のボタン1個で留める。
		ワッペン		所属を記入したワッペンを左上腕部につける。
	ズボン	地質		上衣と同様とする。
製式		裾がシングルの長ズボンとする。 ポケットは、両脇及び尻両側に付ける。 形状は、第12図のとおりとする。		

別表第1ネクタイ(A)の項中「ネクタイ(A)」を「ネクタイ」に改め、同表ネクタイ(A)、地質の項中「黒色」を「赤色」に改め、同表ネクタイ(B)の項及びバンド(A)の項を削り、同表バンド(B)の項中「バンド(B)」を「バンド(A)」に改め、同表バンド(C)の項中「バンド(C)」を「バンド(B)」に改め、同表バンド(C)、製式の項中「バンド(B)」を「バンド(A)」に改め、同表靴の項中「銀色又は黒色のゴム製長靴(踏抜き防止鋼板を挿入する。)」を「防火長靴」に改め、同表手袋の項中

<p>皮手袋は、白色又は紺色の表皮とする。</p>	を	<p>皮手袋は、黒色又は紺色の表皮とする。 アラミド手袋は、アラミド繊維で紺色とする。</p>	に
---------------------------	---	---	---

「(注) 図中の数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。」
改め、同表第1図中「第1図」を
第1図

に改め、「(注) 数字は寸法を示し、単位はミリメートル」を削り、「制帽」を「制帽」に改め、同表第3図中「略帽」を「略帽」に改め、同表第4図中「防火帽」を「防火帽」に改め、同表第5図中「保安帽」を「保安帽」に改め、同表第7図中「制服」を「制服」に改め、同表第8図中「ベスト



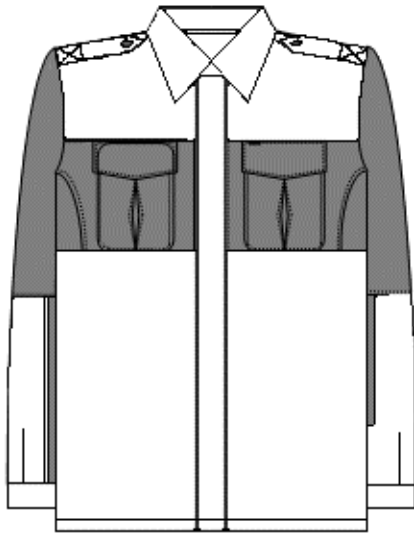
を削り、同表第9図中「袖章」を「袖章」に改め、同表第10図中「襟章」を

「襟章」に改め、同表第11図中「夏服」を「夏服」に改め、同表第12図を次のように改める。

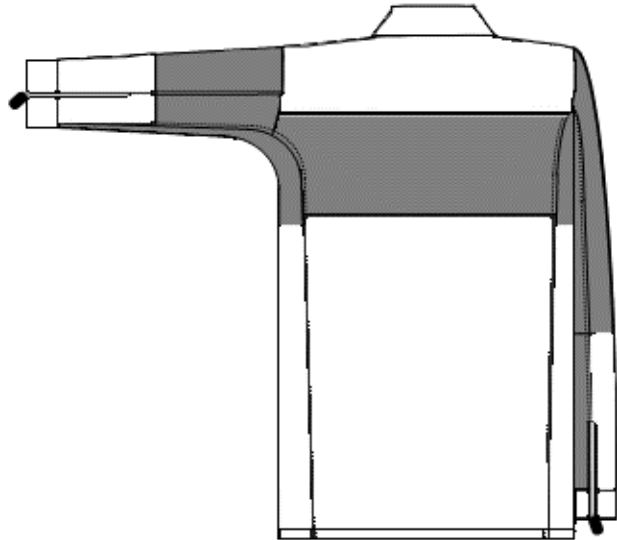
活動服

上衣

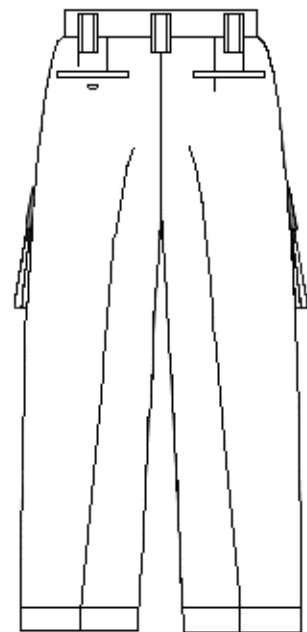
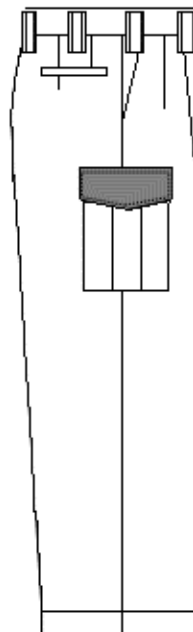
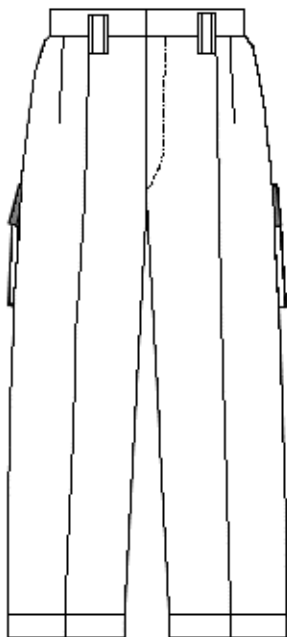
前面



後面



ズボン



(襟表) ※首側



(襟裏)

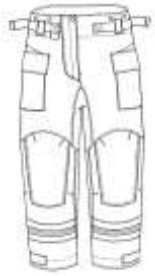


「ズボン

前面

後面

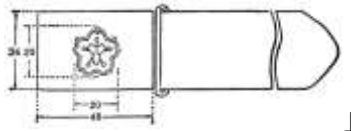
別表第1第13図中



を削り、同表第14図中「防寒

衣」を「防寒衣」に改め、同表第15図中「ネクタイ」を「ネクタイ」に改め、同表第17図中

「バンド (A)
前金具



を削り、「バンド (B) ・ (C)」を「バンド (A) ・ (B)」

に改め、同表第18図中「階級章」を「階級章」に改め、同表第19図及び第20図を次のように改める。

第19図

靴

短靴



防火長靴



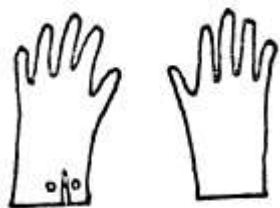
編上靴



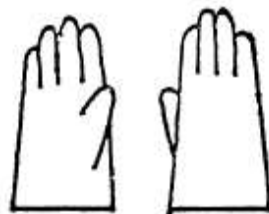
第20図

手袋

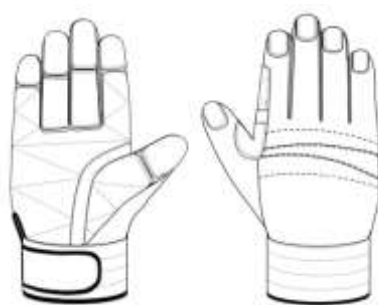
白色



皮



アラミド



別表第2正装、冬期用の項中「ネクタイ（A）又は（B）」を「ネクタイ」に改め、同表正装、夏期用の項中「バンド（B）」を「バンド（A）」に改め、同表略装、冬期用の項を次のように改め、同表略装、夏期用の項を削る。

全期用	略帽、活動服、階級章、バンド（B）及び短靴、 防火長靴又は編上靴	通年
-----	-------------------------------------	----

別表第3略帽の項及び保安帽の項中「別に定める。」を「1」に改め、同表夏服及び女性夏服の項中「バンド（B）」を「バンド（A）」に改め、同表活動服の項を次のように改める。

活動服	1	バンド（B）を含む。
-----	---	------------

別表第3防寒衣の項中「別に定める。」を「1」に改め、同表ネクタイの項を次のように改める。

ネクタイ	別に定める。	
------	--------	--

別表第3雨衣の項及び階級章の項中「別に定める。」を「1」に改め、同表靴、短靴の項を削り、同表靴、防火用ゴム製長靴の項を次のように改める。

防火長靴	1	
------	---	--

別表第3手袋、皮の項中「別に定める。」を「1」に改め、同表手袋の項に次のように加える。

アラミド	1	
------	---	--

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第12条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	貸与品亡失等届出書	第10条
第2号様式	被服等貸与票	第11条

第1号様式及び第2号様式を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。